

教育委員会定例会日程

平成26年3月25日

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 会議録署名委員の決定

4 報告事項

- (1) 小田原市社会教育委員会議への諮問に対する答申について

(資料1 生涯学習課)

- (2) 市議会3月定例会の概要について

(資料2 教育部・文化部・子ども青少年部)

5 協議事項

- (1) 小田原市博物館構想策定委員会規則の制定について (資料3 生涯学習課)

- (2) 平成26年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の方針
について (資料4 教育総務課)

6 議事

日程第1

議案第6号

学校教育法施行細則の改正について (教育指導課)

日程第2

請願第1号

漫画「はだしのゲン」の閲覧に関し児童・生徒への教育的配慮を求める請願
(教育指導課)

日程第3

議案第7号

小田原市学校施設整備短期計画について【非公開】 (教育総務課)

日程第4

議案第8号

教育委員会職員の人事異動について【非公開】 (教育総務課)

7 その他

8 閉 会

小田原市社会教育委員会議への諮問に対する答申

1 経緯

小田原市の社会教育・生涯学習のあり方について改めて検討するため、平成24年8月31日に社会教育委員会議に「小田原市の社会教育・生涯学習のあり方に」について諮問し、答申書を受けたもの。

2 答申概要

1. 小田原市の地域社会と生涯学習施策の現状

- (1) 地域社会の現状
- (2) 生涯学習施策の現状

2. 社会教育・生涯学習が目指すもの

- (1) 人が成長すること
- (2) まちが成長すること

3. 社会教育・生涯学習振興のための視点

- (1) 学習意欲を喚起する ー学ぶ喜びを知るー
- (2) 学習へのアクセスを広げる ー誰もが学べるまちー
- (3) 郷土愛を育てる ーまちを見つめるー
- (4) 公共心を養う ー学びを皆のために生かすー
- (5) 次世代を育成する ー大切なものを伝えるー

4. これからの小田原市の社会教育・生涯学習のあり方

- (1) 学習情報の把握と提供 ーみんなにつながる学びー
- (2) 学習の場の確保と整備 ーまちじゅうに広がる学びー
- (3) 地域資源の活用 ー小田原の宝を生かす学びー
- (4) 現代的課題への対応 ーまちづくりに結びつく学びー
- (5) 役割分担と連携 ーみんなでつくる学びー
- (6) 学びと実践の循環 ー未来につながる学びー

3 資料

- 答申書
- 諮問書

平成 26 年 3 月 25 日

小田原市教育委員会 様

小田原市社会教育委員会議
議長 木村 秀昭

小田原市の社会教育・生涯学習のあり方について（答申）
平成 24 年 8 月 31 日付け生第 103 号の諮問に対し、別紙のとおり答申します。

小田原市の社会教育・生涯学習のあり方について（答申）

平成 26 年 3 月

小田原市社会教育委員会議

はじめに

小田原市社会教育委員会議では平成24年8月31日に「小田原市の社会教育・生涯学習のあり方について」諮問を受けた。

生涯学習は、個人の意志によって自分自身のために行われるものであるが、少子高齢化や雇用環境の変容、人間関係の希薄化等、社会の変化に伴う様々な課題が生じている現状においては、個人の知の社会への還元が、こうした課題に対応するための有効な手段として捉えられるようになってきている。

一方、これまで様々な社会的課題の解決に大きな役割を担ってきた地域社会に目を向けると、自治会をはじめとする種々のコミュニティは、社会の変化に伴い、従来の姿から変容しつつある。これまで地域社会が果たしてきた役割を鑑みるに、今後の地域コミュニティのあり方は、将来のまちづくりを大きく左右するものであり、東日本大震災以降、社会教育においても地域コミュニティの再生が今日的役割として重要視されてきている。

以上のことから、本答申では、社会教育・生涯学習の一義的な目的である個人の学習の振興に止まらず、様々な社会的課題を抱えながら進める本市のまちづくりの一助となるよう、個人の学習の成果を適切に生かすことのできる社会の実現に焦点を当てるとともに、社会教育・生涯学習が地域社会における今後のコミュニティのより良いあり方にいかに寄与できるかに焦点を当て、本市の社会教育・生涯学習の目指すべき方向性を検討した。

なお、答申の位置付けにあたっては、具体的な計画期間・目標期間を定めるのではなく、中長期的な視野をもって「あり方」を示すものとした。

平成26年3月

関係法令(抜粋)

【教育基本法】

(生涯学習の理念)

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

【社会教育法】

(社会教育の定義)

第二条 この法律で「社会教育」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。

(国及び地方公共団体の任務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

1. 小田原市の地域社会と生涯学習施策の現状

(1) 地域社会の現状

小田原市では、自治会が中心となって、様々な組織が、長年、地域防災や環境美化・世代間交流などの地域活動を積極的に行ってきたが、近年では、地域活動への参加者が減少したり、活動を担う人材が不足したりするなど、地域コミュニティが変容してきている。このため、地域における人間関係が希薄化し、子育て世帯が孤立、高齢者世帯の不安が増大するなどの傾向が見られる。

また、現在、環境、子育て、生涯学習等様々なテーマで活動する市民団体等がまちづくりを支えるようになってきているが、自治会などの地縁的な組織と、これらの市民団体との連携が不足している状況である。

(2) 生涯学習施策の現状

小田原市では、昭和 20 年代から、地域住民の力により地区公民館が設置され、地域での学習活動に寄与してきた。これは本市の大きな特徴であり、現在も 131 の地区公民館が存在し、施設の老朽化等の課題を抱えつつも、地域での市民主体の学びや、地域活動の場として地域コミュニティの核となっている。

また、講座受講者や共通の興味関心によって組織された様々な団体やサークルがあり、生涯学習センターなどを拠点として活動を行っている。

社会教育関係行政については、平成 23 年度から、教育委員会の事務の補助執行として市長部局により実施している。行政の行う市民向けの講座では、補助執行をしている所管だけではなく、様々な所管において業務に関連した講座や講演会を行っているほか、各部署の職員が出向き、行政の取組み等を説明するきらめき出前講座を実施している。

同じく平成 23 年度には、まちじゅうをキャンパスとした市民主体の生涯学習の推進を目指し、キャンパスおだわらを開設した。キャンパスおだわらでは、市民と行政の協働によって事業を展開し、多様な主体が公共的機能の担い手となる「新しい公共」の概念を推し進めるべく歩みだしたところである。

2. 社会教育・生涯学習が目指すもの

(1) 人が成長すること

社会が変化し続け、多くの情報があふれる中、一人一人が多様な選択をしながら豊かな生活を送るために、生涯にわたって学び続けることがますます重要となっている。このため、個人が、自分の意思に基づき、多様な機会をとらえて学習を継続することで、新しい知識や能力を身につけ、自己実現を図ることができる環境の醸成が求められている。

(2) まちが成長すること

自己実現は個人の中でのみ完結するものではなく、社会との関わりの中でも実感されるものである。人々が互いに交流し、学び合い、教え合うことで、個人が成長するだけでなく、顔の見え

る関係が築かれ、地域のつながりを強くすることなども期待される。このため、個人が学習を通じて得たものを社会に生かしていくことで、地域での様々な課題の解決や、より良いまちをつくるための活動が実現し、まちが成長することが求められている。

3. 社会教育・生涯学習振興のための視点

(1) 学習意欲を喚起する —学ぶ喜びを知る—

市民が自分自身の成長を目指し、学習に取り組むことができるよう、学習によって何が得られるかを見せるなどの工夫が求められる。すでに生涯学習に取り組んでいる人にとって、学びをさらに深めていくような仕組みを整備するとともに、生涯学習に積極的に取り組んでこなかった人たちの学習意欲をも掘り起こしていく視点が必要である。

(2) 学習へのアクセスを広げる —だれもが学べるまち—

誰もが学びたいときに学べる機会が必要である。従来の学習機会の提供方法では参加が難しい人たち、主体的に学ぶことができない人たちにとっても、学ぶことをより身近にしていけることが求められる。全ての人に目を向けて、学習へのアクセシビリティを高め、まちじゅうが学びの場となるよう、環境を整えていく視点が必要である。

(3) 郷土愛を育てる —まちを見つめる—

地域の歴史や、周辺の自然環境、産業などについて学ぶことは、まちについての理解を深め、愛着を持つことにつながる。これにより、地域の良さを大切にし、より良くしようとする意識が生まれ、自分の生活する地域に積極的に関わる意識を持つきっかけになる。郷土に対する愛着を深め、誇りを持つために、郷土を知り、郷土について考える機会を提供する視点が必要である。

(4) 公共心を養う —学びを皆のために生かす—

まちはそこを生活の場とする人々が、自分の持つ力を自分自身だけのためではなく地域のために生かし、互いに助け合うことによってより良くなっていくものである。他者を思いやる心、誰かのために何かをしようとする気持ちを、人と人とのつながりの中で学び合っていくことが重要である。

さらに、自分の暮らしや地域を自らが作り出し、次世代へと受け継がれていく地域社会を築いていこうとする意識を養う視点が必要である。

(5) 次世代を育成する —大切なものを伝える—

子どもの基本的な生活習慣やしつけなどは家庭で行われるものであり、また、子どもの成長にとって、学校教育の重要性は言うまでもないが、小田原をふるさととする子どもたちが夢や希望、誇りを持って成長していくためには、地域の果たす役割は大きい。保護者の孤立や学校の多忙化などが問題となっている現在、今一度、地域の皆で学び合いながら子どもたちを育てていく視点が必要である。

また、組織の中での人づくりも重要である。地域で活動する団体が将来にわたって継続して活

動できるようにするため、次の世代を担う人を育てていく視点も必要である。

4. これからの小田原市の社会教育・生涯学習のあり方

(1) 学習情報の把握と提供 —みんなにつながる学び—

学習の機会は、学校や行政だけでなく、市民団体や企業など、様々な主体によって提供されている。これらの情報を総体的に把握し、市民に提供する仕組みを構築するとともに、市民のニーズを把握し、市民と学習機会の結びつきを強化していくことが必要である。

例えば、インターネットのより有効な活用等、多様な方法での情報提供を行っていくことで、これまで生涯学習に縁のなかった人たちの学習意欲の喚起につなげることが期待できる。

(2) 学習の場の確保と整備 —まちじゅうに広がる学び—

小田原市内では、生涯学習センターや地区公民館、図書館などの社会教育関連施設をはじめ、タウンセンターや地域の集会施設などで様々な学習活動が盛んに行われている。そのほか、学校施設や、民間企業所有の施設で一般に開放されているものもある。それぞれの機能を広く捉え直すなど、これらの施設を学習の場として誰もが活用できるような環境に整えていくことで、学習へのアクセスを広げていくことができる。

例えば、学校と地区公民館が相互に利用し合い、事業の共同実施や情報の共有化を図るなど、より学校と地域の連携を進めていくことが期待される。

また、学習機会の提供をどこでも受けられる仕組みを整え、学習の場をさらに広げることが必要である。

(3) 地域資源の活用 —小田原の宝を生かす学び—

小田原には、長年継承されてきた史跡や伝統行事などの歴史・文化、豊かな自然環境等、多くの地域資源がある。これらを子どものころから学びの中に積極的に取り入れることで、市民の郷土に対する愛着や誇りを育てていくことや、地域資源を次の世代に伝えていくことができる。さらには、地域への理解を深め、その良さを広く市外に発信するような外に向けた取組みに生かしていくことも期待される。

また、地区公民館活動をはじめとする地域による学びが長年行われてきたが、これも地域資源の一つとして、改めて見直し、地域の様々な世代の人々が交流し、学び合いの場となるよう、活用していくことが求められる。

(4) 現代的課題への対応 —まちづくりに結びつく学び—

「新しい公共」の推進が求められている現在、学びにより地域の課題を地域住民が協力しあって解決する力を養うとともに、市民と行政が対等の立場で連携してまちづくりを行う意識を醸成するためには、課題そのものについての理解はもとより、地域運営の現状や行政との連携のあり方などといった領域についても理解を深める必要がある。

また、防災や福祉などの社会的な課題に主体的に対応しようとする市民の学習意欲に応えるためには、課題解決に向けた活動につながるような学習の機会を設けていくことが必要である。

(5) 役割分担と連携 —みんなで作る学び—

行政をはじめ、市民、企業、NPO、学校、家庭など、様々な主体によって学習の機会が提供されているが、これらが個々に活動を進めるだけでなく、役割を認識した上で連携を図り互いの持つ資源を生かし合うことで、個々が目的とする活動の成果をより高めるとともに、連携すること自体がそれぞれの学びにもなり、まちづくりにもつながる生涯学習が実現できる。さらに連携を市内にとどめることなく広域的に展開することで、より大きな効果が期待できる。これらの連携を進めるためにコーディネートする仕組みが必要である。

行政内部についても、社会教育担当部署を市長部局に置き教育委員会の補助執行をしていることで、まちづくりに直結した教育行政が行われるとともに、教育委員会との連携が図れるという特性を生かし、まちづくりのための学びという視点で、連携の強化を図ることが必要となる。

(6) 学びと実践の循環 —未来につながる学び—

生涯学習は、人が成長すること、その上でまちが成長することを目指すものである。個人の自己実現だけで終わらせずに、まちづくりに生かしていくことで、地域の抱える身近な課題の解決につながり、住みよいまちがつくられる。

また、学習者自身にとっても、学びの成果を社会的に生かすことは、自己実現の延長であるだけでなく、まちづくりの中で新たな学習課題を発見するなど、次の学びへとつながる。

こうした知の循環が生まれることにより、人とまちが成長し続けていくことが望まれる。

おわりに

本答申では、まちづくり、地域コミュニティに焦点をあてた社会教育・生涯学習のあり方を述べてきた。

小田原市の総合計画では、市民の力・地域の力を核とした新しい公共により、小田原の豊かな地域資源を十全に生かしながら、持続可能なまちづくりを進め、将来都市像「市民の力で未来を拓く希望のまち」を目指している。この実現には社会教育・生涯学習を通して市民が力を蓄え、生かしていくことが必要である。

そのための取組みとして、誰もが郷土に関する資料を自らの学びに利用でき、その結果を蓄積して個人の知を小田原の知としていくような施設の整備の検討や、連携をコーディネートする機能の充実が求められる。

また、個人の学びだけでなく、人と人がつながり成長していくために、互いに学び合うことが大切なことである。特に、地域で世代や立場などの異なる様々な人が集まり学び合うことは、今後の地域コミュニティのより良いあり方に大きく寄与するものと思われる。

本答申が、小田原の社会教育・生涯学習事業に生かされ、子どもから大人まで、誰もが生涯にわたり、まち全体という学びの場で、学び合い、個人とまち全体が成長することのできる生涯学習社会が実現されることを期待する。

参 考

1. 協議日程

- | | | |
|---|--------------|----------------|
| ① | 平成24年 8月31日 | 社会教育委員会議 |
| ② | 平成24年 11月12日 | 社会教育委員会議・意見交換会 |
| ③ | 平成25年 2月 5日 | 社会教育委員会議・意見交換会 |
| ④ | 平成25年 6月 3日 | 社会教育委員会議 |
| ⑤ | 平成25年 8月29日 | 社会教育委員会議 |
| ⑥ | 平成25年 11月22日 | 社会教育委員会議 |
| ⑦ | 平成26年 2月 6日 | 社会教育委員会議 |

2. 委員名簿

議 長	木村 秀昭 (小田原市自治会総連合会長)
副議長	三輪 建二 (お茶の水女子大学教授)
委 員	石井 政道 (小田原市立鴨宮中学校長)
〃	伊藤 敏 (公募)
〃	音淵 洋子 (小田原市立山王小学校長) (～平成25年3月)
〃	角田 よう (公益財団法人小田原市体育協会副会長) (平成25年4月～)
〃	佐久間 寿美江 (株式会社研修屋社長)
〃	鈴木 敦子 (小田原市議会議員) (～平成25年3月)
〃	瀬戸 昭彦 (財団法人小田原市体育協会副会長) (～平成25年3月)
〃	高橋 文明 (小田原児童相談所長) (平成25年4月～)
〃	土田 寛仁 (小田原市青少年健全育成連絡協議会会長)
〃	中村 香 (玉川大学准教授)
〃	眞壁 誠一 (小田原市PTA連絡協議会幹事) (～平成25年3月)
〃	益田 麻衣子 (小田原市PTA連絡協議会会長) (平成25年4月～)
〃	三浦 郁夫 (小田原児童相談所長) (～平成25年3月)
〃	山本 俊夫 (小田原市立久野小学校長) (平成25年4月～)

※ 任期 平成24年8月1日～平成26年7月31日

※ 職名は、在任委員は平成26年3月現在、その他は、在任当時のもの。

生 第 103 号
平成 24 年 8 月 31 日

小田原市社会教育委員会議 様

小田原市教育委員会

小田原市の社会教育・生涯学習のあり方について（諮問）

社会教育法(昭和 24 年 6 月 10 日法律第 207 号)第 17 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、次のとおり諮問します。

- 1 諮問事項 小田原市の社会教育・生涯学習のあり方
- 2 諮問理由 社会の変化や価値観の多様化が進み、市民一人ひとりが多様な選択をしながら、豊かな生活を設計できるよう、生涯にわたって学び続けることがますます重要となっています。そして市民主体の生涯学習が推進され、その担い手についても「新しい公共」という概念が広がってきました。

その一方、地域社会における人間関係の希薄化や、家庭形態の変化等が進み、社会の成員としての資質を身につけるためにかつて地域や家庭が有していた教育力が失われています。このような状況の中、地域教育力、家庭教育力を始めとする社会教育の重要性が再認識されてきています。

今、社会教育・生涯学習の推進のため、行政がなすべきことは何か、民間企業や市民団体がなすべきこと、家庭、地域、学校がなすべきことは何か、これらを見つめ直すとともに、どのように連携して進めていくべきかを改めて考える時期が来ています。

これらの課題を踏まえ、小田原市全体の社会教育・生涯学習がどうあるべきか、今後の指針とするため、意見を求めるものです。

(文化生涯学習課)

平成 26 年 3 月 定例会 日程

第 1 日目	2 月 17 日	月	本 会 議	補正予算上程、提案説明（即決は細部説明後、 休憩）、質疑、常任委員会付託 請願・陳情常任委員会付託 新年度予算上程、施政方針演説、提案説明 競輪 ⑰
第 2 日目	2 月 18 日	火	(休会)	(代表・個人質問通告締切=18 日正午)
第 3 日目	2 月 19 日	水		(19 日=建設経済常任委員会)
第 4 日目	2 月 20 日	木		(20 日=厚生文教常任委員会)
第 5 日目	2 月 21 日	金		(21 日=総務常任委員会)
第 6 日目	2 月 22 日	(土)		
第 7 日目	2 月 23 日	(日)		
第 8 日目	2 月 24 日	月		(24 日=委員長報告書検討日)
第 9 日目	2 月 25 日	火	本 会 議	各常任委員長審査結果報告、採決 請願・陳情審査結果報告、採決
第 10 日目	2 月 26 日	水	(休会)	
第 11 日目	2 月 27 日	木		
第 12 日目	2 月 28 日	金	本 会 議	各派代表
第 13 日目	3 月 1 日	(土)	(休会)	
第 14 日目	3 月 2 日	(日)		
第 15 日目	3 月 3 日	月	本 会 議	各派代表
第 16 日目	3 月 4 日	火		各派代表・個人質問、予算特別委員会付託
第 17 日目	3 月 5 日	水	(休会)	予算特別委員会開催（5 日～25 日） *19 日で終了 予特（総務分科会）
第 18 日目	3 月 6 日	木		予特（総務分科会） ⑥
第 19 日目	3 月 7 日	金		予特（厚生文教分科会） 競輪
第 20 日目	3 月 8 日	(土)		⑧
第 21 日目	3 月 9 日	(日)		
第 22 日目	3 月 10 日	月		予特（厚生文教分科会）
第 23 日目	3 月 11 日	火		予特（建設経済分科会）
第 24 日目	3 月 12 日	水		予特（建設経済分科会）
第 25 日目	3 月 13 日	木		(13 日=中学校卒業式)
第 26 日目	3 月 14 日	金		予特（現地視察）
第 27 日目	3 月 15 日	(土)		
第 28 日目	3 月 16 日	(日)		
第 29 日目	3 月 17 日	月		
第 30 日目	3 月 18 日	火		(18 日=幼稚園卒園式)
第 31 日目	3 月 19 日	水		予特（総括質疑・採決・とりまとめ）
第 32 日目	3 月 20 日	木		(20 日=小学校卒業式)
第 33 日目	3 月 21 日	(金)		(21 日=春分の日)
第 34 日目	3 月 22 日	(土)		
第 35 日目	3 月 23 日	(日)		
第 36 日目	3 月 24 日	月		
第 37 日目	3 月 25 日	火	予特（委員長報告書検討日）	
第 38 日目	3 月 26 日	水	本 会 議	予算特別委員長審査結果報告、採決

※ 告示／請願・陳情受付締切 2 月 10 日（月）

※ 議会運営委員会 2 月 10 日（月）

厚生文教常任委員会（教育部・文化部・子ども青少年部関係）

平成26年 2月20日実施

1 議 題

- (1) 議案第 1 号 平成25年度小田原市一般会計補正予算（所管事項）
- (2) 議案第26号 小田原市社会教育委員条例の一部を改正する条例

2 所管事務調査

(1) 報告事項

- ・ 小田原市立町田小学校屋内運動場火災復旧工事について
- ・ 塔ノ峰青少年の家の今後について

平成26年小田原市議会3月定例会

各派代表質問 2月28日～3月4日

質問順 1 未来・おだわら 15番 横田八郎

- 3 希望と活力あふれる小田原について
 - (2) 小田原城址公園の魅力向上について
 - (4) 博物館構想策定事業について
- 4 豊かな生活基盤のある小田原について
 - (2) 緑地の保全について

質問順 2 誠和 13番 井上昌彦

- 5 子育て教育について
 - (3) 各校の特色を生かした学力向上プランと生徒指導体制について
- 7 歴史・文化について
 - (1) 史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想及び基本計画策定について
 - ア 平成5年度に策定された整備基本構想について
 - イ 整備基本構想の見直しと基本計画策定について

質問順 3 公明党 9番 楊 隆子

- 2 いのちを大切にする小田原について
 - (5) 公共施設の耐震、老朽化対策について
 - (10) 小学校の学区の見直しについて
 - (11) 学校教育の充実について
- 3 希望と活力あふれる小田原について
 - (1) 地域経済の振興と回遊の促進と歴史資産の活用について
 - (7) 博物館構想の策定について
 - (8) 市立図書館の今後について

質問順 4 光政会 22番 木村正彦

- 3 施政方針について
 - (2) 希望と活力あふれる小田原について
 - ウ 御用米曲輪発掘に伴う遺構の保存について
 - エ 博物館構想について
 - (4) 市民が主役の小田原について
 - イ 公共施設の長寿命化と市有建築物の長期保存計画について

質問順 5 日本共産党 18番 田中利恵子

- 3 どの子にも行き届いた教育の充実について
 - (1) 少人数学級の拡充について
 - (2) 校舎リニューアル計画の充実について
- 9 史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想について
 - (1) 御用米曲輪の戦国時代の遺構出土について
 - (2) 御用米曲輪北東土塁の植栽について

質問順 6 志民の会 8番 安野裕子

- 2 いのちを大切に作る小田原に関して
 - (1) 災害に強いまちづくりについて
イ 防災教育について
- 3 希望と活力あふれる小田原に関して
 - (2) 市立図書館について
 - (3) キャンパスおだわら事業について

質問順 7 新生クラブ 25番 俵 鋼太郎

- 3 希望と活力あふれる小田原
 - (6) 博物館構想について
 - (7) 小田原ならではの生涯学習について

個人質問

質問順 1 4番 木村信市

- 4 子育て・教育に関して
 - (2) 学校教育（教育委員会体制等）、学校施設（プールの夏期開放等）について
- 6 歴史・文化に関して
 - (2) 歴史資産（博物館構想等）について
 - (3) 文化・芸術（文化振興ビジョン等）、生涯学習（社会教育）、生涯スポーツ（社会体育）について

※ 代表質問（教育部）

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁要旨
誠和井上昌彦	子育て教育について	教育長	各校の特色を生かした学力向上プランと生徒指導体制について	<p>各学校では、学力向上プランとして、児童生徒の実態や地域の特色を生かした学校経営計画やグランドデザイン、校内研究計画を年度当初に作成しており、児童生徒の学ぶ意欲を高め、確かな学力の定着を図るために組織的・計画的に取り組んでいる。</p> <p>具体的な事例としては、算数・数学や外国語など、特定の教科で学級を複数に分け、より少ない人数で指導する少人数指導や、より専門的な指導の充実を図るための専科や一部教科の交換授業、子ども同士の対話を大事にするためのグループ学習の充実などがある。</p> <p>さらに、各校の実態や特色を生かした事例としては、「授業は積極的な生徒指導」を合言葉に、全職員で授業を公開し合い、生徒の学ぶ意欲を高める指導の在り方について研究している中学校や、地域のスクールボランティアによる学習支援を受け、児童一人一人の習熟度に応じた学習や体験活動の充実を図っている小学校がある。</p>
		教育長	一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援教育、相談体制の充実について具体的に伺う。	<p>支援教育の充実に向けた取り組みとしては、児童生徒の個々の特性に応じて、きめ細やかな対応をするための個別支援員の配置や、さまざまな課題に対する支援の在り方について助言を行う臨床心理士等による専門家支援チームの派遣を行っている。</p> <p>また、相談体制としては、校内に担任のほかには教育相談コーディネーターやスクールカウンセラー等を配置するとともに、学校以外にも、特別支援教育相談室「あおぞら」の相談員や教育指導課の教育相談員、心理相談員が対応できる体制をとることで、児童生徒や保護者が安心して相談できる体制の充実を図っている。</p>
		部長	LINEやtwitter等のSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を通したいじめ等を未然防止する生徒指導体制について伺う。	<p>各学校では、教員の観察により得られた生徒指導に関する情報や生徒、保護者、地域から得られた情報は、学年主任や生徒指導担当教員に集約し、職員会議などで共有するとともに、組織として対応する体制を整えている。</p> <p>また、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を通した「いじめ」に対する未然防止の取り組みとしては、携帯電話のマナーや危険性を扱った携帯電話教室や、保護者向けのインターネット安全教室を開催するなど、情報モラル教育の充実を図っている。</p>
		市長	いじめ、不登校は教育の前に、いのちに関わります。悩んでいる生徒のために「いのちを大切にする」予算を割くのが市長の役目と考えるが市長の見解を伺う。	<p>小田原では、「いじめ防止基本方針」において、色々な施策に取り組んでいる。</p> <p>いじめの背景には、家庭のあり方、地域のあり方など様々な要因で発生している。</p> <p>市としては、第3者組織による専門委員会の検討を含めた「小田原市いじめ防止基本方針」を、来年度の秋を目途に策定する予定であり、今後も、現場だけでなく社会、地域総ぐるみで取り組んでいきたい。</p>

公明党 楊隆子	いのちを大切に する小田原について	市長	<p>小中学校の長寿命化対策について、国補助制度を活用しながら長期的な視点で計画策定すべきと思うが、その見解と見直しについて伺う。</p>	<p>学校施設の長寿命化対策については、これまでの「小田原市立小中学校校舎リニューアル整備計画」を見直し、「小田原市学校整備基本方針」を作成し、2月20日の教育委員会定例会において承認されたところである。</p> <p>この方針では、平成28年度までの3年間で、児童生徒の教育環境に支障が出ている雨漏りなど緊急度の高い修繕を優先して行う予定である。</p> <p>また、学校施設の長寿命化、機能向上、さらに建替えなど中長期に亘る計画については、本市全体の「維持修繕等に係る長期的な計画」との整合性を図りながら、平成28年度までに定めていく予定である。</p> <p>なお、文部科学省の補助制度の活用については、今後対象となる事業については積極的に活用し、学校施設の早期整備に努めてまいりたい。</p>
		市長	<p>通学路の安全対策がどのように行われているのか、伺う。</p>	<p>通学路は、児童生徒がより安全に通学できるよう、学校が指定している。</p> <p>学校では保護者ととともに、自治会や交番の警察官等と、通学路の安全対策のための協議体を組織し、通学路の点検を行い、地域の方による見守り活動等の協力も得ながら、安全指導に努めている。</p> <p>危険箇所等の課題については、各校の協議体の中で話し合い、教育委員会を通じて道路管理者や警察に改善要望を行っている。</p>
		市長	<p>通学路の見直しは、どのように行うのか、伺う。</p>	<p>学校では、保護者や地域の方々から通学路の見直しについての要望があった場合、まず各校の協議体で現地確認を行い、改善策等について協議し、道路管理者や警察に対して改善要望を行っている。</p> <p>さらに、通学路の変更が必要な場合には、関係者の意見を聞いた上で、より安全な経路を検証し、最終的には学校で判断し、見直しを行っている。</p> <p>市に対して直接、要望があった場合は、教育委員会を通じて学校へ伝えている。学校周辺に新しく道路が開通する、あるいは、大型の商業施設等が進出するなど、通学路の交通状況に大きく変化が予想される場合についても同様に、学校に情報の提供をしている。</p> <p>市は学校と地域と協力して、通学路の安全対策に努めてまいりたい。</p>
		教育長	<p>自治会の区域と小学校の学区との違いについて、モデル地区を導入し検討すべきではないか、教育長の見解を伺う。</p>	<p>学区の設定に当たっては、学校の位置及び規模を基本に、歴史的・文化的な結び付きの強さや、児童の安全な通学路を確保するという観点から、鉄道、道路、河川といった地理的条件に配慮してきたところであり、自治会の区域との整合は図られていない状況である。</p> <p>学区の見直しについては、これまでの経緯や保護者の意向など配慮すべき点もあるが、教育委員会では、平成24年度以降、自治会所管課と不整合地区の洗い出し作業などを行っているところであり、今後は自治会とも連携を図り、可能なところから対応してまいりたい。</p>
		教育長	<p>生徒指導体制の充実について伺う。</p>	<p>生徒指導においては、その状況に応じて教職員が適切に対応することが重要であるので、研究機関等から臨床心理士や社会福祉士などの講師を招いた児童・生徒指導研修会を充実させ、さらに教職員の資質向上を図ってまいりたい。</p> <p>また、生徒指導上の課題も広域化していることから、市内の生徒指導上の現状を捉えるため情報交換を密にし、指導の連携をこれまで以上に深めるため、引き続き年6回の会議を行っていく。</p> <p>各学校においても、定期的に児童・生徒指導部会等で情報の共有や課題解決に向けた話し合いを行うとともに、青少年健全育成協議会等の協力を得ながら、今後さらに地域一体となって、児童・生徒を育むことができるよう努めてまいりたい。</p>
		教育長	<p>いじめ防止基本方針の策定について伺う。</p>	<p>「地方いじめ防止基本方針」については、本市としても平成26年秋頃を目途に策定する予定であり、原案を検討中である。</p> <p>この基本方針策定にあたっては、いじめ防止の基本理念が学校の内外を問わずいじめが行われなくなることであり、教育委員会だけでなく、子供たちの健全育成に関わる他部局とも連携を図りながら策定してまいりたい。</p> <p>なお、各学校が策定すべき「学校いじめ防止基本方針」については、今年度末までに策定することとしている。</p>

日本共産党 田中 利恵子	どの子にも行き届いた教育の充実について	教育長	これまでの実績はどのようなになっているか。	初めに、実績については、平成21年度から、小学校1・2年生において、35人以下学級を実施するとともに、さらに30人を超える学級がある場合には、スタディ・サポート・スタッフを配置したり、3年生から6年生において少人数授業やティーム・ティーチング授業を行う少人数指導スタッフを配置することで、学習支援や生活指導の充実を図っている。 少人数学級は、学習面や生活面において児童一人一人に目が行き届き、きめ細やかな指導が可能となることにより、落ち着いた学級運営ができているといった成果が挙げられている。
		教育長	対象となる学年を拡充すべきと考えるが、見解を伺う。	少人数学級編制を拡大していくためには、新たな教員の配置が必要であることから、引き続き、全国都市教育長協議会や県市町村教育長連合会などを通して、国や県に対し、教員の増員を働きかけていく。
		市長	校舎リニューアル計画の見直しの進捗状況について伺う。	計画見直しの進捗状況については、公明党9番楊議員の代表質問にも答弁したとおり、教育委員会では「小田原市立小中学校校舎リニューアル整備計画」を見直し、「小田原市学校整備基本方針」を作成したところである。 この方針では、平成28年度までの3年間で、児童生徒の教育環境に支障が出ている雨漏りなど緊急度の高い修繕を優先して行うべく、短期計画を作成しているところである。 また、今後は、学校施設の長寿命化、機能向上、さらに建替えなど中長期に亘る計画について、本市全体の「維持修繕等に係る長期的な計画」との整合性を図りながら、平成28年度までに定めていく予定である。
志民の会 安野 裕子	いのちを大切に する小田原について	教育長	学校での防災教育について、平成25年度の取り組みと、平成26年度の展開について伺う。	平成25年度は、津波防災に関する指導内容を加えて改訂した防災教育指導資料「地震だ！そのときどうする？」を、社会科や理科、保健体育科等の教科の学習や総合的な学習の時間で活用し、防災に関する授業を行った。 その中で、子供達は、地域の防災マップを作成したり、防災リーダーの話を聞いたりして、地域の一員として行動する意欲と行動力を育てている。 平成26年度は、大学、研究機関等の専門家を「学校防災アドバイザー」として派遣したり、地域の方と共に防災について考える機会を増やしたりして、防災教育の一層の充実を図り、子供達の防災意識と地域への関心を高めて参りたい。
個人質問 木村 信市	子育て・教育に関して	教育長	本市の教育委員会体制、教育行政の充実に向けて、教育長の所見を伺う。	教育行政の充実については、小田原市学校教育振興基本計画を策定し本市の実情に応じた教育施策の推進に努めるとともに、教育委員には、学校現場訪問や事務の点検評価等に積極的に参加していただき、その見識を本市の学校教育に反映させている。 教育委員会体制については、委員それぞれが定例会のみならず、学校現場と活発に意見交換を行うなど、十分機能を果たしていると考えているが、現在、国・政府与党においては、教育委員会制度改革について検討されていることから、その動向を注視し適切な対応に努めてまいりたい。
		市長	教育委員会の見直し方向を進めている政府の動きを市長はどう受け止めているか、伺う。	現在、国・政府与党において最終的な調整を図っていると承知している。 この度の制度の見直しは、教育委員会制度の根本が議論されており、本市の教育振興にも直接関わることであることから、私としても、大きな関心を持って、注視している。

※ 代表質問（文化部）

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁要旨
未来・おだわら 横田 八郎	希望と活力あふれる小田原について	市長	史跡小田原城跡御用米曲輪の整備にあたり、市民意見をどのように反映させるのか。	御用米曲輪については、御指摘のように北条時代の重要な遺構が発見されており、文化庁からも、北条時代の遺構の全容を把握したうえで整備のあり方を決めていく必要があると指導されている。 このため、平成26年度も未発掘の部分について発掘調査を行いたいと考えている。 こうした調査の成果を踏まえ、江戸時代の米蔵の跡とともに、貴重な北条時代の遺構をどういう形で整備していくか、高度な専門的見地から検討していく必要がある。 この作業の中で、様々な場を通し市民の皆さんの意見にも耳を傾け、市民や来場者に喜ばれるような整備を目指してまいりたい。
		市長	史跡小田原城跡御用米曲輪の史跡保存は、将来、実物や復元等で歴史体験できるよう、調査内容の詳細なデータを集積しておく必要があると思うが、どのような対応がされているか。	御用米曲輪を史跡として整備・活用していくため、平成22年度から発掘調査を行っており、遺構などの状況を図面や写真等を用いて詳細に、そのデータを記録し、集積しているところである。 いずれにしても、発掘調査の成果を踏まえ、この貴重な遺構をどういう形で整備していくか、専門家の意見を入れながら検討していく予定である。
		市長	更なる「箱物」が登場した感があり、まず貴重資料の継承の仕方や全国への発信方法等について検討すべきと思われるが、いかがか。	本市固有の貴重な資料の保存・活用の中核となる博物館設置の必要性等については、以前から郷土文化館協議会や横断的な庁内組織等において継続的に検討を進めてきたところである。 ご指摘のとおり、貴重資料の継承や全国への発信等は重要な検討課題であり、これまでも関連施設の事業の中で取り組んできている。 しかしながら、これを着実に推進していく上で、郷土文化館等の既存施設については、規模や設備等における制約等が大きく、老朽化にも著しいものがある。 博物館整備には相当な時間を要することからも、現状における投資的事業の進捗状況を勘案しつつ、この度、新たな博物館の整備に向けた構想の策定に着手をすることとしたものである。ご理解いただきたいと思う。
		市長	市長が博物館構想策定事業で目指す博物館は、どの様なものか。	博物館には、本市の貴重な歴史的・文化的な資産を着実に保存するために十分な設備・機能を備える必要がある。 また、固有の歴史と文化を伝える貴重資料を活かした郷土学習の場所等を市民や子どもたちに提供するとともに、全国に向けた情報発信や交流人口の拡大といった機能を担う施設として、整備をしていくべきものと考えている。 これに要する施設の規模等については、今後、外部の有識者等からなる博物館構想策定委員会の場で検討をしていく。
		市長	既存の関連施設は、博物館とどのように関わるのか。	貴重な歴史・文化資産を保存・活用する機能に関しては、現在、郷土文化館のほか、尊徳記念館・文学館・天守閣等において、それぞれの施設の設置経緯等を踏まえ分担をしている状況にある。 博物館の整備後は、一体的な資料の保存・活用体制を構築するとともに、資料の再配置や機能分担の明確化等を図っていく。 さらに、これらの諸施設の相互連携を深め、二宮尊徳翁や小田原出身・ゆかりの文学者等の業績顕彰、観光客の誘致等、個々の施設の立地・機能面での特性を生かし、強化をしていく方向で検討してまいりたいと考えている。
大野副市長	御用米曲輪北東土塁でのクスノキの剪定・伐採は、市街地の緑化を目指す方向性に逆行するものに見えるが、その考え方を伺う。	御用米曲輪の北東土塁の剪定・伐採は、植栽専門部会の議論と現地での監督、指導を受けながら進めてきたものである。 クスノキの生育力は強く、成長が早いので、数年で新たな枝を出し、豊かな枝葉をつけていくことに加え、北側法面への補植により、土塁北側の緑も豊かになっていくと考えている。 したがって、クスノキの剪定・伐採や北側法面の補植は、史跡小田原城跡にふさわしい「史跡と緑の共生」の姿を見出すためのものであり、市街地の緑化を目指す方向性と矛盾するものではないと考えている。		

誠和井上昌彦	歴史・文化について	市長	「本丸・二の丸整備基本構想」の策定はどのくらいの期間を経て、どのような経緯で策定されたのか。	「史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想」は、昭和60年頃問題となっていた史跡内の公共施設等の移転後に、どのような姿に整備されていくのか、また、銅門周辺で行われていた発掘調査の成果などからも、そのビジョンを示す必要性が認識されるようになり、策定されたものである。 その作業は、文化庁、県教育委員会の指導のもと、史跡小田原城跡調査・整備委員会に諮りながら進められ、平成5年3月に策定・公表したものである。 策定に要した期間については、策定作業に向けての準備段階を含めると約7年間を要している。
		市長	「本丸・二の丸整備基本構想」の見直しや年次の整備計画の策定は行うのか。その協議はされているのか。	「本丸・二の丸整備基本構想」については、策定から20年が経過し、公共施設の移転や史跡の整備が進むとともに、御用米曲輪での新たな発見などの状況変化に加え、植栽や便益施設のゾーニングなど、城郭遺構の整備にとどまらない課題や新たな視点を視野に構想を練り直す必要が生じたものである。 したがって、史跡の保存と活用を中心に据えながらも、見直しは広い範囲に及ぶものと考えている。 なお、年次の整備計画についても、その練り直しの結果を踏まえ、改めて組み立てていくことになる。 見直しにあたっては、専門家による研究や御用米曲輪での調査結果を受けた検討も今後も行っていく必要がある、これらを踏まえて、関係機関との調整を行いながら進めていくことになるため、策定には相応の時間を要するものと考えている。
公明党 楊隆子	希望と活力あふれる小田原について	市長	史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想と北条時代の遺跡について、文化庁とどのような内容で協議を行い、史跡の保存を図っていく考えか。また、表示の仕方についてはどのように考えているか。	御用米曲輪については、北条時代の重要な遺構が発見されたことから、その整備のあり方について、文化庁からも北条時代の遺構の全容を把握したうえで、整備のあり方を決めていく必要があると指導されている。 こうした検討の内容を、現在見直しを行っている「史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想」に反映させていくことになると考えている。 遺構の表示については、平面表示や復元など様々な整備手法があるが、今後発掘調査の成果を踏まえ江戸時代の米蔵の跡とともに、貴重な北条時代の遺構をどのような形で整備していくか、専門家の意見を入れながら検討していく予定である。
		市長	この時期に博物館構想を策定しようとする意図は何か。	博物館の整備については、庁内検討などこれまでも行われてきた経緯があり、「おだわらTRYプラン」においても「重要資料展示施設の整備検討」として位置づけている。 2期目のマニフェストにおいては、膨大な収蔵品や小田原の歴史をしっかりと伝えることのできる博物館の整備に向けた「博物館構想の策定」を掲げた。 現在本市の貴重資料の保存・活用・展示等を担っている郷土文化館の建物が建築から間もなく70年を迎え、老朽化が深刻であることや、博物館の構想策定から整備に至るまでには相当の時間を要することもあり、現在進めている投資的事業の進捗状況を踏まえ、ここで構想の策定に着手をすることとしたものである。
		市長	博物館建設の是非や在り方を検討するということか。	博物館構想策定事業の背景には、歴史都市小田原の魅力を高めるために博物館は必要な施設であること、また、本来の機能を十分に果たせなくなっている郷土文化館や図書館などの機能拡充や、史跡地外への移転など、以前から抱えている課題の解決ということもあり、博物館の整備に向けて取り組んでまいりたいと考えている。 このため、今回の博物館構想策定事業では、その整備の意義や目的を明らかにし、さらに性格、機能、活動をはじめ、小田原らしい博物館の在り方について、幅広く検討する予定である。
		市長	市内の特定の場所に建設したいという思いがすでにあるのか。	新たに博物館を設置する場合の建設場所については、小田原城跡の周辺など、市民や観光客に対し、小田原の魅力を発信するうえで、効果的な場所が望ましいと考えているが、具体的な候補地については、今後、博物館構想において示される、施設の性格や機能などに関する基本的な考え方をもとに、慎重に選定を進めていく予定である。

公明党 楊 隆子	希望と活力あふれる小田原について	市長	市立図書館の移転についてどのように考え、どの時期に具体的な方針を定めようとしているか。	<p>建築後50年を超える市立図書館は、施設の老朽化や資料の収蔵環境の課題が大きく、現地での建て替えもできない状況にある。</p> <p>新しい図書館施設については、お城通り地区再開発事業の広域交流施設ゾーンや平成26年度に取得予定の旧保健所跡地の活用も視野に入れ、検討していきたいと考えている。</p> <p>そのための具体的な方針については、今後の広域交流施設ゾーン整備事業の進捗に合わせて定めていく。</p>
		市長	小田原の歴史や文化を市民の皆様が具体的に理解できる環境を作るためにも、遺構の整備や活用は、行政の責任ではないかと思うが見解を伺う。	<p>御用米曲輪については、御指摘のとおり市民や観光客等に小田原城の歴史的な変遷を理解してもらおううえでも大変重要な北条時代の遺構が確認されている。</p> <p>そこで、江戸時代の米蔵の跡とあわせて、これらの遺構を活かしていく整備のあり方について、発掘調査の成果を踏まえながら、文化庁や県とも協議し、史跡小田原城跡調査・整備委員会に諮りながら、十分検討して参りたいと考えている。</p>
		市長	博物館構想策定における取組みの基本的な考えについて伺う。	<p>博物館整備にあたっては、資料保存や展示構成など、極めて高い専門性が求められるため、構想の策定には専門家・関係者から指導・助言等を得るとともに、市民合意の形成が欠かせないものと考えている。</p> <p>そこで、まずは外部の有識者による博物館構想策定委員会を立ち上げて検討し、さらに市民意見を幅広く聞くとともに、郷土文化館の事業などを通じて博物館への理解を深めてまいりたいと考えている。</p>
光政会 木村 正彦	施政方針について	市長	公共施設の中でも、清閑亭など歴史や文化等を感じさせる建物の保存・活用については、どのように考えているのか。	<p>公共施設の中には、清閑亭などのように、歴史や文化等の面から価値が高い建造物も含まれている。</p> <p>こうした建造物については、清閑亭や松永記念館、小田原文学館のように、既に歴史まちづくり法の制度などを用いて改修や活用を行っているものもあるが、公共施設に限らず、全体的な歴史的建造物の保存や活用のあり方について、今後とも検討してまいりたい。</p>

日本共産党 田中 利恵子	史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想について	市長	<p>戦国時代の遺構を有効に活用すべきと考えるが、史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想は、どのような点を盛り込んで見直しをしていくのか。</p>	<p>御用米曲輪については、御指摘のように北条時代の重要な遺構が発見されており、その調査の成果を踏まえ、江戸時代の米蔵の跡とともに、貴重な北条時代の遺構をどういう形で整備していくか、検討していく。</p> <p>「本丸・二の丸整備基本構想」については、策定から20年が経過し、公共施設の移転や史跡の整備が進むとともに、御用米曲輪での新たな発見などの状況変化に加え、植栽や便益施設のゾーニングなど、城郭遺構の整備にとどまらない課題や新たな視点を視野に構想を練り直す必要が生じたものである。</p> <p>したがって、史跡の保存と活用を中心に据えながらも、見直しは広い範囲に及ぶものと考えている。</p> <p>見直しにあたっては、専門家による研究や御用米曲輪での調査結果を受けた検討も今後も行っていく必要があり、これらを踏まえて、関係機関との調整を行いながら進めていきたい。</p>
		市長	<p>御用米曲輪のクスノキの伐採・剪定の状況を見て、衝撃を受け、怒っている方たちの思いを、どう受け止めているのか。また、あの緑の状態を市民にどう説明していくつもりか。</p>	<p>御指摘のように、現在のクスノキの様子がこのような形になるということについて、事前に説明会を行ってきたものの、あらかじめ十分にお伝えし切れなかったことを、残念に思っている。</p> <p>しかしながら、この植栽管理は、史跡を守りながらよりよい緑を創出するために、この状況まで剪定を行う必要があったことを御理解いただきたい。</p> <p>クスノキの生育力は強く、成長が早いので、数年で新たな枝を出し、豊かな枝葉をつけていくことに加え、北側法面への補植により、土塁北側の緑も豊かになっていくと考えている。</p> <p>今回のクスノキ等の植栽管理は、「史跡と緑の共生」を実現していくためのものであり、今後とも、周知看板やチラシ、広報やホームページ等を通じて、市民の皆さんに御理解いただけるよう、周知してまいりたい。</p>
		市長	<p>御用米曲輪のクスノキの伐採・剪定の状況が隣接学校の教育環境に影響を与えていると思うが、学校側に十分説明を行ってきたのか。また、学校側から出された要望にどう応えていくつもりか。</p>	<p>作業着手の前に、市民説明会だけでなく、学校側に対して丁寧に説明してきたつもりであったが、作業後の状態を十分に伝え切れず、環境の変化によって生徒の皆さんに不安な気持ちを抱かせてしまったことについては、遺憾に思っている。</p> <p>しかしながら、今回の伐採や剪定は、史跡を守りながらよりよい緑を創出するための大切な作業であり、学校側へも理解を求めているところである。</p> <p>学校側からの要望については、真摯に受け止め、学校側と話し合っ、今後も丁寧に対応してまいりたい。</p>

志民の会 安野 裕子	希望と活力あふれる小田原に関して	市長	<p>市立図書館の施設老朽化の状況はどのようなか。また、移転の目標年度はいつか。</p> <p>平成8年度に行った耐震診断では、震度6強で建物の一部が大破するとの想定であり、平成21年度に行ったコンクリート強度耐力度調査では、建築当時の設計基準は上回っているものの、調査当時の基準は下回っているとの結果であった。</p> <p>また、老朽化に伴い、全般的に施設や設備の破損等が見られ、収蔵庫については、資料保存のための適正な温度・湿度を維持できないなどの状況である。</p> <p>新しい図書館施設については、お城通り地区再開発事業の広域交流施設ゾーンや平成26年度に取得予定の旧保健所跡地の活用も視野に入れ、検討していきたいと考えている。</p> <p>そのため、目標年度についても、今後の広域交流施設ゾーン整備事業の進捗に合わせて定めていく。</p>
		市長	<p>市立図書館の移転先として、お城通り地区再開発事業の広域交流施設ゾーンの中という案が示されたが、そのような案になった経緯について伺う。</p> <p>平成21年3月の「小田原駅・小田原城周辺まちづくり検討委員会」で取りまとめられた報告書において、「本敷地は、駅前駐車場であり、公的機能として高いポテンシャルを持っている。」「市民学習機能（図書館を含む。）の充実を図るのにも適地である。」との提言がなされた。</p> <p>これを受け、庁内関係各課により、広域交流施設ゾーンにおいて、図書館は老若男女幅広い世代の方々が集う施設であるため、中心市街地の活性化に繋がるとともに、市民の交流の場としての機能が発揮されることから、老朽化した市立図書館の機能配置について検討を行った。</p> <p>また、平成22年9月定例会においては、「お城通り地区再開発事業用地内の図書館開設に関する陳情書」が採択された。</p> <p>そうした中で、昨年12月3日開催の建設経済常任委員会において、現段階で想定される機能の1つとして図書館機能をお示したところである。</p> <p>広域交流施設の構成等については、今後、市民や議会の皆様のご意見を聴きながら、民間事業者の意見も取り入れて効果的な機能配置を検討していく。</p>
		市長	<p>図書館の機能はいくつかに分かれていると思うが、その全てを移転先の一箇所に集約しようと考えているか。</p> <p>市立図書館の機能として、大きく分けて、図書の閲覧・貸出機能と、貴重資料等の収集・保存・研究機能に分かれている。</p> <p>新しい図書館施設の候補地として、お城通り地区再開発事業広域交流施設ゾーンがあるが、新たに取得する予定の旧保健所跡地の活用も視野に入れ、立地にふさわしい機能を備えた施設を検討して行きたい。</p>
		市長	<p>事業についての成果と課題を伺う</p> <p>平成23年4月に開設したキャンパスおだわらは、生涯学習事業を市民主体で運営することにより、市民ニーズに合った学習講座を提供するとともに、情報提供や相談支援などを一体化することで、生涯学習を総合的に推進していくとする事業である。</p> <p>事業の成果としては、市民企画講座の増加や情報誌の編集・配布などに、市民力が生かされた効果が表れてきている。</p> <p>課題としては、講座等、増加する情報の効率的な把握や、市民と行政の役割分担のさらなる明確化、多様な担い手の育成などがあげられる。</p>
		市長	<p>今後のキャンパスおだわらの方向性について伺う</p> <p>キャンパスおだわら事業については、市民の力を生かした一定の成果が表れているが、今後はさらに、市民と行政との協働事業ならではの、新たな成果を求めてまいりたいと考えている。</p> <p>そのためには、現在事業を担っていただいている方々はもちろん、さらに多くの市民に御活躍いただけるような環境を整えるとともに、事業の成果が目に見えるような、具体的な目標設定が必要であると考えている。</p> <p>現在、キャンパスおだわら運営委員会で、こうした内容を含めた今後のあり方を検討していただいているので、これを踏まえ、キャンパスおだわらの方向性を見極めてまいりたいと思っている。</p>

新生クラブ 俵 鋼太郎	希望と活力あふれる小田原	市長	<p>博物館はどのような規模、立地条件を念頭に考えてきたのか。</p> <p>博物館の規模については、貴重な資料の保存、調査研究、展示公開の他、各種の講座や体験学習活動など、博物館が担うべき役割や機能に応じた適切なスペースを確保することが理想的だと考えている。</p> <p>また、立地については、本市の魅力を広く発信するためにも、小田原城跡の周辺等、市民や観光客等の利用者にとって利便性が高く、小田原の歴史や文化を効果的に感じ取っていただける環境を備えた場所が望ましいと考えている。</p> <p>今後、博物館構想の策定を進める中で、これらの要素も踏まえ、本市にふさわしい博物館の具体像を描いてまいりたいと考えている。</p>
		市長	<p>郷土文化館と根本的に何が違うのか、また、小田原城の展示物とどのように違うのか。</p> <p>郷土文化館は、郷土に関する貴重な資料を保存・活用・展示する施設であるが、老朽化や設備面での制約等により、本来の機能を十分に果たせていない状態にある。</p> <p>また、天守閣は歴史観光の拠点施設として、小田原城の歴史的な魅力を紹介する展示を中心に行っている。</p> <p>博物館は、郷土文化館が担ってきた機能を拡充し、天守閣を含めた関連施設との連携を図りながら、本市の歴史や文化の魅力を広く情報発信するための中核的施設にしていくべきと考えている。</p> <p>これにより、子どもたちの郷土学習や市民の活動も大きく飛躍するものと期待している。</p>
		市長	<p>今後どのように郷土学習に取り組んでいくのか伺う</p> <p>本市ではこれまで、郷土文化館や尊徳記念館での事業をはじめ、キャンパスおだわらにおける郷土関連の連続講座等、さまざまな郷土学習の機会を提供してきたところである。</p> <p>とりわけ、二宮尊徳翁についての学習は市内全ての小学校で行うなど、小田原ならではの郷土学習として積極的に取り組んでいる。</p> <p>郷土について学び、郷土愛を醸成するとともに、学びの成果をまちづくりに生かしていくため、今後も、郷土学習事業のさらなる充実を図ってまいりたいと考えている。</p>

個人質問 木村 信市	子育て・教育に関して	市長	<p>学校プールの夏期開放事業の管理運営体制に関して実施している小田原市PTA連絡協議会との協議状況と新年度の方向性について伺う。</p> <p>事業主体の連合体であるPTA連絡協議会とは、平成22年度以降、小学校部会代表者との話し合いをはじめ、小学校部会へ参加するなど、学校プール開放の充実に向け協議を進めている。</p> <p>運営にあたっては、PTAの監視責任の負担を軽減するため、監視業務の委託化を推進してきたが、神奈川県警察本部から、警備業法に適合した事業者へ監視委託するよう法令順守の通知がされたことにより、平成25年度はPTAの費用負担が増え、開放日数等の減により実施せざるをえない状況となった。</p> <p>そうした状況の中、PTA連絡協議会からの要望もあり、来年度以降については、PTAの費用負担を軽減し、警備業法に対応した監視体制のもと運営できるよう、市からの管理謝礼金を増額することで事業の維持充実と安全確保を支援してまいりたい。</p>
	歴史・文化に関して	市長	<p>博物館構想のテーマとして鉄道関係もふさわしいと思うがいかか。</p> <p>博物館構想では、博物館整備の意義や目的、さらに性格、機能、活動をはじめ、小田原らしい博物館の在り方について幅広く検討する予定であり、この作業を進める中で本市の博物館にふさわしいテーマについても検討していくものと考えている。</p> <p>小田原の歴史を振り返ると、いずれの時代にも広範な地域との交流の結節点となっているため、小田原の歴史や文化を紹介する博物館において、交通は重要な要素であり、近代交通における鉄道の果たした役割も大きいことから、鉄道に関する内容は大切なテーマの一つと考えている。</p>
		市長	<p>文化・スポーツ、社会教育行政の執行権限を教育行政から一般行政へ移行したことの評価について、伺いたい。</p> <p>平成23年度に、文化、生涯学習及びスポーツに関する施策とまちづくり施策の一体的な推進等を目的として、文化部が新設された。</p> <p>この新しい体制により、「文化振興ビジョン」の策定、推進による総合的な文化行政を展開するとともに、キャンパスおだわらの推進、地域での生涯スポーツの活性化など、文化、生涯学習、スポーツ活動を通じて、総合的なまちづくりをより一体的に推進できるようになってきており、幅広い観点から市民活力の充実に成果を挙げつつあると捉えている。</p>
		市長	<p>学校施設を利用した社会教育・スポーツ団体の利用状況の実績を問う。</p> <p>「社会教育開放」においては、平成24年度末時点で市内小学校4校、中学校1校で実施しており、平成24年度は22団体、延べ9,983人の利用があった。</p> <p>「スポーツ開放」においては、平成24年度末時点で市内小学校25校、中学校11校で実施しており、平成24年度は301団体、延べ196,250人の利用があった。</p>

市議会予算特別委員会の概要について

1 設置期間 平成26年3月5日から3月19日まで

2 質問一覧

質問順 1 光政会 小澤峯雄委員

6 (款) 10教育費に関連して
(1) 小中学校児童・生徒数の推移について

質問順 2 公明党 小松久信委員

8 (款) 10教育費 (項) 5社会教育費 体験・交流学习経費739万6,000円中
(1) 塔ノ峰青少年の家について廃止する予定との事だが、森林、林業活性化の拠点としていく考えはないか

質問順 4 日本共産党 原田敏司委員

1 平成26年度小田原市一般会計予算 (款) 10教育費 (項) 1教育総務費 (目) 2事務局費の中の不登校対策強化事業及び不登校対策支援事業について
(1) 過去3年間の不登校児童・生徒数及び出現率について
(2) 県内他市に比べてどうか

質問順 5 新生クラブ 俵 鋼太郎委員

5 小田原市公共用地先行取得事業特別会計歳出 (款) 1事業費 (項) 1用地取得事業費 (目) 1用地取得事業費について
(1) 何を目的とした先行取得か
6 一般会計歳出 (款) 10教育費 (項) 5社会教育費 (目) 3文化財保護費について
(1) 文化財保存活用経費 緊急発掘調査事業について

質問順 7 誠和 武松 忠委員

1 小規模特認校における放課後子ども教室について
(1) 事業内容と参加児童数について
(2) 課題について
(3) 他校への拡大について

質問順 9 志民の会 鈴木敦子委員

2 (款) 10教育費 (項) 1教育総務費 (目) 2事務局費 子どもの生きる力育成経費 防災教育事業について
(1) 学校防災アドバイザーの派遣のあり方について
(2) 電車通学等遠距離通学の児童・生徒への指導について
3 (款) 10教育費 (項) 1教育総務費 (目) 2事務局費 子どもの生きる力育成経費 図書活動推進事業について
(1) 学校司書業務委託について
(2) 今後の方針について

3 総括質疑

<教育部>

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁要旨
小澤 峯雄 委員	教育費に 関連して	部長	平成26年度の曾我小学校は、普通学級6クラス、1クラス平均約15人とのことだが、これは望ましい規模なのか、伺う。	学級規模については、学校教育法施行規則において、12学級以上18学級以下を標準とし、地域の実態その他により特別の事情がある場合には、この限りでない、されている。望ましい児童数についての具体的な定めはないが、文部科学省からは、隣り合う学年の児童数の合計が16人を下回る場合には、原則複式学級となることが示されていることから、この規模が、一つの目安と考えている。
		部長	小規模の学校における学校運営のメリット、デメリットについて、伺う。	デメリットといたしましては、少人数であると、教科学習において学びを深め合うために様々な考えを出し合うことが難しいこと、体育や運動会等において実施できる団体種目や集団競技が限られてしまい、競い合う機会が減ること、同じ年の子供同士で広く人間関係を築く機会が少ないこと等があげられる。 メリットについては、大人数の中ではためらいがちな意見の出し合いがしやすいこと、学習指導や生活指導において、個に応じたきめの細かい指導が行えること、学校運営に関わる多くの大人との触れ合いが深まり、世代を超えた人間関係を築くことができる等があげられる。
		部長	教育委員会では、曾我小学校に対し、当面どのような対策を考えていくのか、伺う。	曾我小学校では、各学年1学級、平均児童数約15人となっており、また、本年2月の住民基本台帳の集計データを見ると、曾我地区における0歳児から5歳児までの数は、それぞれ10人以上いることから、当面は各学年1クラスを確保することが可能と見込まれる。このことから、現時点において学校運営に著しく支障を来す規模であるとは認識しておらず、直ちに特別の対策を講ずる考えはない。
		部長	「学校規模適正化推進計画」は策定したことがあるか、もしなければ、策定する考えはあるか、伺う。	本市では、これまで、学校規模適正化に係る計画等を策定したことはない。しかしながら、少子高齢社会を迎えた中で、特に、市街化調整区域における少子化・高齢化は、一層進むことが見込まれることから、当該区域を学区とする小学校・中学校においては、今後、児童・生徒数の減少が進むことが予想される。 学校のあり方については、規模だけでなく、児童・生徒への教育効果、配置場所や地域性等、幅広い視野を持ちながら議論をする必要があると考えている。このことについては、学校施設の長寿命化・機能向上に係る整備計画とも関連してくることから、平成26年度から、教育委員会において検討してまいりたいと考えている。
		教育長	仮に、児童数が大幅に減少した場合、教育委員会は学校の統廃合又は小規模特認校化等の考えはあるのか、伺う。	仮定の質問であることから、明確な答弁は控えさせていただくが、教育委員会では、基本的には、学校が単に子供たちの学びの場に留まらず、地域コミュニティの中心的存在であることに鑑み、児童・生徒数が大幅に減少したとしても、早急に結論は出さず、教育委員会だけでなく、市全体の中で、統廃合や小規模特認校化といった選択肢も含め、慎重かつ幅広く議論を進めていく必要があると考えている。

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁要旨
原田 敏司 委員	不登校対策事業強化事業及び不登校対策支援事業について	部長	本市における過去3年間の不登校児童生徒数及び出現率について、伺う。	<p>小学校では、平成22年度の不登校者数は63名、出現率は0.59%、23年度は70名で0.67%、24年度は47名で0.48%となっている。</p> <p>中学校では、平成22年度の不登校者数は199名、出現率は3.90%、23年度は196名で3.86%、24年度は164名で3.28%となっている。</p> <p>全体的には減少傾向にあり、その要因としては、家庭訪問を中心に行う不登校生徒訪問相談員や学校には来るが教室には入れない生徒の支援を行う校内支援室指導員の配置などの成果であると捉えている。原田委員ご指摘のとおり、本市としても不登校を「0(ゼロ)」にすることを目標とし、より一層の努力をしまいたい。</p>
		部長	本市の不登校児童生徒数及び出現率は県内他市と比べてどうか。	<p>先ほども述べたように、不登校児童生徒数及び出現率については、減少傾向ではあるものの、県内他市と比較すると、その値は県の平均より高い状況にある。</p> <p>その理由については、各学校が、児童生徒の欠席を病気と決めてかからず、「学校や家庭で何かあったのではないか」、「不登校の心配があるのではないか」と考え、児童生徒に対する支援を丁寧に行っている表れと捉えている。</p>
		教育長	不登校対策においてスクールソーシャルワークを強化する必要があると考えるが、見解を伺う。	<p>原田委員ご指摘のとおり、家庭環境や経済的問題が原因となって不登校となる児童生徒もおり、重要な課題と認識している。</p> <p>これらのケースについては、学校だけで解決するのは大変難しく、家庭の課題に応じて様々な機関とつなげ支援を行う県のスクールソーシャルワーカーと連携して取り組んでいる。</p> <p>このようなケースは今後も増えていくと考えられることから、本市としてもスクールソーシャルワークに対応できる相談体制の充実を図ってまいりたい。</p>

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁要旨
武松 忠 委員	小規模特認校における放課後子ども教室について	部長	事業内容はどのようなものか、また参加児童数のばらつきについて、伺う。	放課後子ども教室では、定例的に、学習アドバイザーが企画する「百人一首」、「昆虫採集」、「編み物教室」、外国語指導助手が企画する「英語教室」を開催しており、これ以外に月に1、2回、外部講師を招いて「生花教室」、「手打ちそば教室」などの事業を実施している。 これらの実施にあたっては、特に参加を強制したりすることはなく、子どもたちが興味を持ったものに自由に参加する方法をとっていることから、ばらつきが生じていると認識している。
		部長	放課後子ども教室に関する、運営面や参加者などの課題について、伺う。	放課後子ども教室を実施する際の課題としては、まず、特に冬場など帰宅時間が遅くなる際の小学校から根府川駅までの経路の安全確保があげられる。 このほかには、1年生から6年生まで全ての児童が興味を示すプログラムの設定、参加人数が少ない土曜日や夏休み期間中の事業のあり方などが課題である。
		部長	他校への拡大について、想定している学校規模や時期をどのように考えているか、伺う。	片浦小学校における放課後子ども教室は、小規模特認校としての特色の一つとして実施しているものであり、この方式を他に広めていく考えはない。 しかしながら、放課後子ども教室は、上級生が自主的に下級生の面倒を見たりするといった学年を超えた関係の構築や地域ぐるみで子育てを支える意識の醸成が図られるなどの効果が認められることから、子どもの居場所づくりを進める上で有効なツールの一つであり、学校規模にとらわれず、地域の環境が整ったところから広げてまいりたいと考えている。
		部長	他校への拡大については、どのような条件を想定しているのか。	事業を実施する担い手と、こうした活動の場づくりが出来ていることが必要と考える。市が推進しているスクールコミュニティの中で、そのツールとして活用していくことも考えている。
		部長	小規模特認校制度を活用して片浦小学校に就学した児童は、中学校に入学する場合、居住地の中学校に戻らなければならないのか。	学区の弾力化として、城山中学校に就学することが可能である。家庭で相談して最善の方法を選択している。

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁要旨
鈴木敦子委員	防災教育事業について	部長	学校防災アドバイザーを派遣する学校はどのように決めるのか。	派遣する学校については、各校から希望をとり決定するが、希望が多い場合は、海拔や土砂災害の恐れ等、学校が立地する環境の特性により決定したいと考えている。
		部長	本事業により、教員の防災対応能力の向上を図ることができるか伺う。	今回の事業では、アドバイザーを3、4校の学校に、年に2、3回程度派遣する予定である。 災害時に様々な対応が求められる教職員にとって、アドバイザーの指導・助言を継続して受けることは、自らの防災対応能力を高める上で有効であると考えている。 また、アドバイザーが派遣される学校で開催される研修会等に、他の学校の教職員の参加を促し、事業の活用を図ってまいりたい。
		部長	地域住民への周知はどのように行うのか伺う。	今回の事業内容の1つとして、児童・生徒、教職員だけでなく、保護者や地域住民を含めた防災研修会を予定している。 地域住民への周知にあたっては、学校便りや自治会単位の回覧板、市のホームページで周知をしていく予定であるが、教育委員会としても、学校でのこうした取り組みを、広く市民に知らせていけるよう支援していきたいと考えている。
		部長	今後の事業の拡大について伺う。	小田原市は、地震災害や風水害、また地震による津波、土砂災害等、さまざまな災害が発生することを想定しなくてはならない環境にある。 学校や地域の実態に即した形での防災教育・防災管理にするために、学校防災アドバイザー派遣事業の拡大を含め、今後も一層の防災教育の充実に努めていく。
		部長	電車通学等遠距離通学の児童・生徒への指導について、アドバイザーからの助言は受けられるのか伺う。	今年度より、大規模災害が発生した際、小・中学生は保護者への引渡しとなったが、交通が分断されること等により保護者が引き取りに来られない場合は、原則として児童生徒を学校に留め置き、安全が確認された後、保護者に引き渡すこととした。 遠距離通学の児童・生徒への指導を含め、臨機応変な対応が求められる災害時の様々な対応について、アドバイザーから直接助言を頂くことは、有益であると考えます。

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁要旨
鈴木敦子委員	図書活動推進事業について	部長	学校司書の業務委託の内容について伺う。	学校司書の業務内容は、学校図書館の蔵書整理・カウンター周辺業務への対応、児童・生徒への読書相談、学習支援等を行うものである。優先されるべき業務は児童・生徒への読書相談、学習支援である。また、これらの業務を効率的に進めるため、書籍のデータベース化に取り組んでいる。
		部長	学校司書の配置の継続性を担保できないのか伺う。	学校図書館の環境の充実に向けた人材の確保においては、継続性も重要な要素のひとつであると考えている。 学校司書配置の継続性については、ご提案の内容や、委託契約のあり方なども含め、研究してまいりたい。
		教育長	学校司書の課題と今後の方針について伺う。	学校司書配置の優先すべき要素は、より充実した読書相談、学習支援等ができることであり、専門的な知識を持った人材を確保することが課題となっている。子どもたちにとって図書活動は重要なことから、今後も学校図書館の充実に努めてまいりたい。

<文化部>

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁要旨
俵 鋼太郎 委員	用地取得事業費について	市長	県有地である保健所跡地を先行取得する目的は何か	平成25年市議会9月定例会において当該地の取得を求める陳情が採択されたことを踏まえ、城下町の雰囲気の色濃く残し、明治時代以降も政財界の著名人や文学者が多く居住するなど歴史的・文化的に優れた価値を持つ地域の特性をまちづくりに活かすことを念頭に当該地の利活用を検討した結果、文化・生涯学習施設を建設することが有効であると判断し、取得することとしたものである。
	文化財保護費について	副市長	調査補助業務委託の契約形態はどのようなものか。	調査補助業務は、市が発掘調査を実施するに際して、その調査に必要な重機・作業員等を確保し、発掘調査業務を円滑に進めるための業務である。 委託業者との契約にあたっては、重機・作業員等の単価について見積り合せを行った上で、毎年度単価契約を行っている。 平成25年度は、5社が見積り合わせに参加し、そのうちの3社と契約している。

<子ども青少年部>

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁要旨
小松 久信 委員	塔ノ峰青少年の家について	副市長	塔ノ峰青少年の家の廃止後の施設を森林、林業活性化の拠点としていく考えはないか伺う。	青少年の家については、2月の厚生文教常任委員会において御報告したとおり、平成27年3月末をもって廃止する予定である。 跡地については、森林、林業活性化の拠点という御提案をいただいたが、今後、全庁的に検討し方向性を見極めてまいりたいと考えている。 しかし、市街化調整区域での利用には様々な制約があること、小田原市外二ヶ市町組合からの借地であること、施設を利用するのであれば耐震をはじめとした大規模な改修が必要であることなど、今後の利活用については、多くの課題があるため難しい状況にあることを御理解いただきたい。

小田原市博物館構想策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小田原市附属機関設置条例（昭和54年小田原市条例第1号）第2条の規定に基づき設置された小田原市博物館構想策定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、博物館構想の策定に関する事項につき、小田原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

(委員)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 前号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 委員会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、委員長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における調査審議の経過及び結果を委員会に報告しなければならない。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席)

第7条 委員会又は部会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第9条 委員会及び部会の事務は、文化部生涯学習課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

小田原市博物館構想策定委員会規則

[制定理由]

小田原市附属機関設置条例に基づく小田原市博物館構想策定委員会の組織、運営等に関し必要な事項を定めるため制定する。

[内 容]

1 所掌事務（第2条関係）

委員会は、博物館構想の策定に関する事項につき、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申することとする。

2 委員（第3条関係）

委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱することとし、その任期は、2年とすることとする。

(1) 学識経験者

(2) その他教育委員会が必要と認める者

3 委員長及び副委員長（第4条関係）

委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定めることとするほか、委員長及び副委員長の権限及び任期を定めることとする。

4 会議（第5条関係）

委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となることとする。また、委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができないこととし、その議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによることとする。

5 部会（第6条関係）

委員会に部会を置くことができることとし、部会の運営について必要な事項を定めることとする。

6 関係者の出席（第7条関係）

委員会又は部会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができることとする。

7 秘密の保持（第8条関係）

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととし、その職を退いた

後も、同様とすることとする。

8 庶務（第9条関係）

委員会及び部会の事務は、文化部生涯学習課において処理することとする。

[適用]

平成26年 4 月 1 日

平成26年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の方針について

1 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和36年法律第162号）第27条の規定に基づき、小田原市教育委員会が行う教育に関する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を実施する。

この点検及び評価は、事務事業の実施状況の検証を行うことにより、課題や今後の方向性を明らかにし、効果的な教育行政の推進を図っていくことを目的とする。また、点検及び評価の結果を議会に報告し、及び公表することにより、市民への説明責任を果たしていくものとする。

2 対象事業

学校教育は、小田原市学校教育振興基本計画の基本目標に基づき、また、生涯学習は、おだわらTRYプランに基づき、前年度に実施した事業の中から教育委員が選定する。選定された事業について点検・評価を実施することとする。必要に応じて教育委員による現場訪問を実施する。

さらに、教育委員としての活動についても点検・評価を行う。

3 実施方法

事務の流れについては、概ね次のとおりとする。

- (1) 教育委員会定例会において、前年度に実施した事業のうち、点検・評価する対象事業を選定
- (2) 選定事業について、各所管で点検・評価を実施
- (3) 選定事業について、教育委員による現場訪問を実施
- (4) 選定事業について、教育委員と学識経験者との合同ヒアリング及び意見交換（2回実施予定）
- (5) 上記を踏まえ、教育委員の評価・意見、学識経験者の評価・意見を作成
- (6) 教育委員会定例会において、点検・評価案を審議し、議決
- (7) 点検・評価の結果を9月議会に報告し、公表

根拠法令条文概略

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

平成25年度 教育委員会の事務の点検・評価 スケジュール

平成26年	実 施 日 程
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○「方針案」の事務局調整 ○3/25教育委員会定例会に「方針案」を協議
4月	<p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ○リストアップされた事業について教育委員に事前説明 ○学識経験者就任依頼 ○4月教育委員会定例会で点検・評価事業を選定(4/24) ○選定された事業について、各所管に点検・評価の実施を依頼(4月下旬)
5月	<p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各所管から点検・評価(案)の提出(5月中旬)
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○教育委員による現場訪問を実施(5月下旬～7月上旬)
7月	<p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学識経験者と教育委員との合同ヒアリング及び意見交換 (2回実施予定、公開で実施) ○「点検評価(案)」取りまとめ(学識経験者、教育委員の意見を盛り込む)
8月	<p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「点検評価(案)」の完成 ○教育委員会定例会に「点検評価(案)」を提出(議決) ○議会へ「点検評価」の提出
9月	<p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ○厚生文教常任委員会にて報告 ○公表

議案第 6 号

学校教育法施行細則の改正について

学校教育法施行細則の改正について、議決を求める。

平成 2 6 年 3 月 2 5 日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和30年小田原市教育委員会条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(<u>指導要録等の様式</u>)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>第31条 <u>削除</u></p> <p>(小学校の規定の準用)</p> <p>第32条 第22条、<u>第23条</u>及び第29条の規定は、市立中学校について準用する。</p> <p>(<u>指導要録等の様式</u>)</p> <p>第33条 市立幼稚園の指導要録及び抄本の様式は、<u>様式第29号</u>とする。</p>	<p>(<u>指導要録の様式</u>)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>(<u>出席簿の様式</u>)</p> <p>第31条 <u>市立中学校の出席簿の様式は、様式第29号による用紙をつづったものとする。</u></p> <p>(小学校の規定の準用)</p> <p>第32条 第22条及び第29条の規定は、市立中学校について準用する。</p> <p>(<u>指導要録の様式</u>)</p> <p>第33条 市立幼稚園の指導要録及び抄本の様式は、<u>様式第30号</u>とする。</p>

様式第22号を次のように改める。

様式第 29 号を削り、様式第 30 号を様式第 29 号とする。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

[改正理由]

市立中学校及び市立小学校において使用する出席簿の様式を統一するため改正する。

[内 容]

1 出席簿の様式の整備（第31条、第32条、様式第22号及び様式第29号関係）

市立中学校の出席簿を市立小学校と同一のものとするとともにその様式を変更することとする。

2 その他

規定を整備することとする。

[適 用]

平成26年 4 月 1 日

平成26年3月25日

請願第1号

漫画「はだしのゲン」の閲覧に関し児童・生徒への教育的配慮を求める請願

小田原市教育委員会
委員長 和田 重宏様



平成26年2月17日
小田原市中村原303
小田原の教育を考える会
代表 加藤 哲男

漫画「はだしのゲン」の閲覧に関し
児童・生徒への教育的配慮を求める請願

1. 請願事項

漫画「はだしのゲン」には、全編にわたり教育上有害・不適切な内容が多数散見されますので、貴委員会が所管する学校・施設において児童・生徒が閲覧を希望する場合は、無用の誤解や精神的苦痛を招かないように、必ずその都度、教職員等が個別具体的に指導するなどの教育的配慮をすることを求めます。

2. 請願理由

(1) 教育基本法、学校教育法が定める教育目的及び学習指導要領の規定に反する内容があります。

- ① 国歌「君が代」を罵って卒業式を妨害する場面を描いており「君が代」を児童・生徒が歌えるように指導することを規定する学習指導要領に反する。【⑩18～23】
- ② 天皇陛下を戦争犯罪人と決めつけ、罵詈雑言を浴びせる場面が頻出し、天皇についての理解と敬愛の念を深めるように規定する学習指導要領に反する。【③193、⑦249、⑩19～21、⑩173～241】
- ③ 全編にわたり、自国の歴史を自虐的に捻じ曲げ、祖国に悪態をつく反日姿勢で描かれており、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うように定める教育基本法、学校教育法の目的に反する。【全て】

(2) 根拠のない誤った歴史が事実であるかのように描かれており、児童・生徒に事実無根の偏った歴史観を抱かせる恐れがある。

- ① 一握りの金持ちが儲けるために戦争を始めた。【⑦44、⑩240】
- ② 日本軍は中国・朝鮮・アジアの各国で3千万人以上の人を虐殺した。【⑩19】
- ③ 朝鮮から食料を取り上げて飢えさせた。【別紙以外】
- ④ 朝鮮人を強制運行して戦場で戦わせた。【①72、⑦44～45】
- ⑤ 日本軍は、殺しつくし、奪いつくし、焼きつくす「三光作戦」を行った。【⑩20】
- ⑥ 戦争終結には原爆の破壊力と惨状が必要だった。【⑩241】
- ⑦ 朝鮮戦争はアメリカがさせた戦争である。など【⑧40】

(3) 犯罪を容認し道徳的価値観を否定するような描写が多く、発育段階にある児童・生徒の人格形成に悪影響を与えかねない。

①ゲンの弟分は2名のヤクザを殺害して鑑別所に入所。その後脱獄して更に3名を殺害するが、そうなのは戦争と原爆と戦争犯罪人である天皇のせいであるとして、ゲンらに激励されて東京へ逃亡する。

【⑩238～239】

②やられたらやりかえすという暴力を伴う血なまぐさい復讐の場面が全編にわたり繰り返し描かれている。 【①24～25】

③麻薬やヒロポンを題材にしたストーリーが展開される。

・ゲンたちの尊敬する先生はヒロポンの常習者であった。【別紙以外】

・ゲンの仲間がヤクザに麻薬中毒にされ死亡。その復讐のためゲンの弟分がヤクザ3名を殺害する。 【別紙以外】

(4)残虐・不気味で恨みや憎しみに満ちた殺伐とした描写が多く、児童・生徒に精神的打撃を与える恐れが強い。

①全編にわたり残虐な暴行場面が頻出し枚挙にいとまがない。 【全て】

②被爆直後の広島に残酷・不気味で直視に耐えない描写が多い。

【③193、⑩19、241】

③根拠不明の日本軍兵士による虐殺場面があり、国家国民のために生命を賭して戦った父祖の名誉を不当に傷つけ貶めている。

・日本の兵士が、面白半分に関人の首を切り落とす。 【⑩19～20】

・妊婦の腹を切り裂いて中の赤ん坊を取り出す。 【⑩20】

・女性の性器に一升瓶を叩き込んで殺す。 【⑩20】

④未来への希望や若人の清々しい生き方などを描く場面がない。【全て】

「はだしのゲン」は、原爆で家族を失いながらも、仲間とともに悲しみや困難に打ち勝ち、力強く生きる少年の姿が描かれているとされていますが、実際には、殺人や暴力などの恨みや憎しみに満ちた殺伐とした描写が多く、悪いのは全て戦争と原爆と戦争犯罪人である天皇のせいであるとする極めて一面的な内容です。ほとんどの日本人は戦災にめげず、犯罪を犯すこともなく、真面目に黙々と努力を重ね、戦後の復興を担ってきたのであり、ゲンやその仲間の生き方が児童・生徒の手本になるとは思えません。

「はだしのゲン」は特に児童にとっては、内容が理解できないまま、残虐で不気味な場面に精神的ショックを受け、トラウマになる恐れがあります。下村文科相は、松江市教育委員会が「はだしのゲン」を児童・生徒が自由に閲覧できない措置をとるよう全市立小・中学校に求めたことについて、「法令上問題はない」という見解を示すとともに、「子供の発達段階に応じた教育的配慮が必要であり、一般的な表現の自由に反することには当てはまらない」と述べています。学校の図書室は一般の図書館と異なり、「言論・表現の自由」や「知る権利」といっても、学習指導要領との整合性や児童・生徒への教育的配慮により、一定の制約を受けてしかるべきです。

つきましては、無用の誤解や精神的苦痛を招かないように、児童・生徒が閲覧を希望する場合は、必ずその都度、教職員等が個別具体的に指導するなどの教育的配慮をしていただきますようお願いいたします。

以上

※別紙 「はだしのゲン」の問題の実例

議案第 7 号

小田原市学校施設整備短期計画について

小田原市学校施設整備短期計画について、議決を求める。

平成 26 年 3 月 25 日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

議案第 8 号

教育委員会職員の人事異動について

小田原市教育委員会職員の人事異動について、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 10 年小田原市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 2 号の規定に基づき、議決を求める。

平成 26 年 3 月 25 日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄